

議案第27号

教育職員手当等支給規則中改正について

教育職員手当等支給規則の一部を次のように改正する。

平成30年5月18日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の6第1項の表中「81号給」を「80号給」に、「123号給」を「120号給」に、「156号給」を「153号給」に、「80号給以下」を「79号給以下」に、「122号給」を「119号給」に、「155号給」を「152号給」に改め、同条第2項中「81号給」を「80号給」に、「85号給」を「84号給」に、「123号給以上」を「120号給」に、「130号給」を「124号給」に、「156号給」を「153号給」に、「80号給以下」を「79号給以下」に、「84号給以下」を「83号給以下」に、「122号給」を「119号給」に、「129号給」を「123号給」に、「155号給」を「152号給」に改め、「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と及び「79号給以下」とあるのは「83号給以下」とを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

神奈川県教育職員に準じて、教育職員の期末手当基礎額等の加算に係る規定を改めるため、この規則を改正する。

(期末手当基礎額等の加算)

第5条の6 給与条例第4条の規定により期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。

対象となる教育職員及び教育職員の区分			割合
教育職員給料表の適用を受ける者	平成19年3月31日現在で高等学校教育職員給料表の適用を受けていた者	5級の職務にある者	100分の15
		4級の職務にある者、3級の職務にある者のうち 81 ⁸⁰ 号給以上のもの、 2級の職務にある者のうち 123 ¹²⁰ 号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち 156 ¹⁵³ 号給以上のもの	100分の10
		3級の職務にある者のうち 80 ⁷⁹ 号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上 122 ¹¹⁹ 号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち97号給以上 155 ¹⁵² 号給以下のもの	100分の5
	平成19年3月31日現在で幼稚園教育職員給料表の適用を受けていた者	5級の職務にある者	100分の15
		4級の職務にある者、3級の職務にある者のうち80号給以上のもの及び2級の職務にある者のうち120号給以上のもの	100分の10
		3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給以下のもの	100分の5
中学校任期付教育職員給料表の適用を受ける者	123 ¹²⁰ 号給以上の者		100分の10
	70号給以上 122 ¹¹⁹ 号給以下の者		100分の5

- 2 平成2年4月1日以後に新たに教育職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項の表中「~~81~~⁸⁰号給以上」とあるのは「~~85~~⁸⁴号給以上」と、「~~123~~¹²⁰号給以上」とあるのは「~~130~~¹²⁴号給以上」と、「~~156~~¹⁵³号給以上」とあるのは「160号給以上」と、「~~80~~⁷⁹号給以下」とあるのは「~~84~~⁸³号給以下」と、「70号給以上~~122~~¹¹⁹号給以下」とあるのは「74号給以上~~129~~¹²³号給以下」と、「97号給以上~~155~~¹⁵²号給以下」とあるのは「102号給以上159号給以下」と、~~「80号給以上」とあるのは「84号給以上」と、「120号給以上」とあるのは「124号給以上」と、「79号給以下」とあるのは「83号給以下」と、「70号給以上119号給以下」とあるのは「74号給以上123号給以下」とする。~~
- 3 第1項の規定にかかわらず、平成19年4月1日以後に新たに教育職員となった者に係る期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算の対象となる教育職員及び教育職員の区分並びに割合は、次の表に掲げるとおりとする。

対象となる教育職員及び教育職員の区分		割合
教育職給料表の適用を受ける者	5級の職務にある者	100分の15
	4級の職務にある者、3級の職務にある者のうち84号給以上のもの、2級の職務にある者のうち124号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち141号給以上のもの	100分の10
	3級の職務にある者のうち83号給以下のもの、2級の職務にある者のうち74号給以上123号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち101号給以上140号給以下のもの	100分の5
中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者	124号給以上の者	100分の10
	74号給以上123号給以下の者	100分の5